

外国人材受入企業等緊急支援事業の改正について

1 要旨

水際対策のため、入国後の待機にかかる費用負担など、外国人材の受入に当たって生じる追加的費用を負担している中小企業等に対する支援を目的とした「外国人材受入企業等緊急支援事業」について、国の対策の変更に伴う課題に対応するため、企業等の実態にあった支援内容に改正し、県内企業等が円滑に補助金を活用できるよう別紙リーフレットにより改正内容の周知を図る。

2 背景

・水際対策の新たな措置として、令和4年3月1日以降、外国人の新規入国が再開され、入国後の待機期間が国・地域の違いやワクチン接種の有無等により分類されるとともに、待機期間3日目以降にPCR検査を受検し陰性であれば、待機期間を短縮することが可能となった。

・この検査費用等について、外国人材受入企業等に新たな負担が生じている実態を把握するために県内の監理団体等に対するアンケート調査（調査期間；5月9日～5月18日）及び企業ヒアリング等を実施した。

【アンケート調査の概要】

対 象	県内の監理団体等 299 団体，うち 97 団体が回答（回収率 32%）
企業・監理団体等の主な声	<ul style="list-style-type: none"> ・高騰する航空機代，ホテル等の待機施設の費用，待機期間短縮のための PCR 検査費用等，平時では必要のない費用が増大している。（6 割以上の団体が，期間短縮のため PCR 検査を受検していると回答） ・ベトナムについては，検疫所の宿泊施設での待機対象国から解除する発表が解除日の前日であったため，ベトナム人実習生等の宿泊費等については，受入企業に転嫁できず監理団体の持ち出し費用が増大している。

3 概要

(1) 改正内容

区 分	改正後	改正前
補助対象経費	入国後待機期間中の宿泊費及び待機期間短縮のための検査費用	入国後待機期間中の宿泊費
補助対象者	外国人材を受け入れた県内中小企業等及び県内監理団体	外国人材を受け入れた県内中小企業等
補助率・補助上限額	補助対象経費の2分の1（宿泊費上限3千円/1日，検査費用上限1万円） 1人あたりの上限額は4万5千円	補助対象経費の2分の1（宿泊費上限3千円/1日） 1人あたりの上限額は4万5千円

(2) 補助申請期間

令和3年11月8日～令和5年3月10日まで

(3) 予算

令和4年度当初予算（97,558千円）で対応

(4) 今後について

本補助制度を企業等が活用できるよう、改正した内容や申請手続きについての説明会を7月4日（月）及び7月11日（月）に開催するとともに、経済団体等と連携して周知に努め、県内企業等の円滑な外国人材の受入促進を図る。

(5) その他（県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/hojokin.html>

改 外国人材受入企業等 緊急支援事業補助金

補助対象経費に「**検査費**」を追加

補助対象者に「**県内監理団体**」を追加

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費及び待機期間短縮のための検査費の一部を補助します。

申請期間 令和3年11月8日～令和5年3月10日まで（※当日消印有効）

補助対象者

- 県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等
- 県内企業等に雇用される外国人技能実習生を受け入れた県内監理団体

補助対象となる外国人材 在留資格が次のいずれかであること

（高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部（EPA、建設就労者等））

補助対象経費 水際対策のために県内中小企業等が負担した外国人材の受け入れに係る宿泊費、待機期間短縮のための検査費

※消費税及び地方消費税は含みません。

※令和3年11月8日以降に入国した外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除きます。

補助率・額 補助率1/2、補助上限額1人当たり4万5千円
（宿泊費：1泊当たりの上限額 3千円 / 検査費：上限額 1万円）

補助対象期間 令和3年11月8日～令和5年2月28日

お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金担当
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

TEL082-513-2838（受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00）
E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

広島県 外国人材 補助金

検索



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/hojokin.html>

申請に必要な書類

※申請様式は県HPからダウンロードしてください
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/hojokin.html>

① 申請書	※県所定の様式に記入
② 計算シート	
③ 誓約書	
④ 在留資格及び入国日を証する書類の写し	<p>在留カードの写し(両面) 〈在留カードの交付年月日と入国日が異なる場合〉 パスポートのスタンプ(認印)のページの写し 〈在留カードが手元にない場合〉 パスポートの上陸証印ページ及び査証ページの写し</p>
⑤ 県内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類の写し ※(I)(II)の書類は全て必要です。	<p>〈技能実習生の場合〉 (I) 技能実習計画認定申請書(第1~2面)の写し (II) 技能実習計画認定通知書の写し 〈特定活動の場合〉 (I) パスポートの指定書のページの写し (II) 雇用契約書の写し</p> <p>〈その他の在留資格の場合〉 (I) 在留資格認定証明書の写し (II) 雇用契約書の写し</p>
⑥ 補助対象経費の領収書の写し ※(I)(II)の書類は全て必要です。	<p>[宿泊費] 〈宿泊場所への支払者が申請者である場合〉 宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊証明書の写し等 ※必要事項(宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日)が記載されていること。 〈宿泊場所への支払者が申請者以外である場合〉 (I) 宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊証明書の写し等 (II) 宿泊費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類(請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの) ※(I)、(II)のいずれかに必要事項(宿泊場所、宿泊者名、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日)が記載されていること。</p> <p>[検査費] 検査機関からの領収書の写し、又は検査明細書の写し等 ※必要事項(検査機関、受検者名、受検日、検査費、支払者、支払日)が記載されていること。</p>
⑦ 振込先口座の通帳の写し	<p>〈通帳がある場合〉 通帳の表紙及び表紙をめくった次のページ(金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義が記載されているページ)の写し 〈ネットバンキングで通帳がない場合〉 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 ※振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。(法人の場合は当該法人名義) ※日本国内の口座に限ります。</p>

[補助制度の説明会について] ※改正後の内容をメインに、補助制度の概要や具体的な申請手続きの説明を行います。

	日時	会場でのご参加	オンラインでのご参加
第1回説明会	令和4年 7月4日(月) 13:30▶14:30	イノベーション・ハブ・ひろしま Camps (広島市中区紙屋町1-4-3 エフ・ケイビル1F)	お申込み後、招待メールが届きますので、PC・スマホ等により受講してください。
第2回説明会	令和4年 7月11日(月) 13:30▶14:30	せとうち Tech LAB (福山市紅葉町2-27 日本生命福山ビル1階)	

※会場での参加は、定員10名、1社2名までとします。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンライン開催のみとなる可能性があります。

※参加は事前申込みとなります。(第1回及び第2回説明会は、同じ内容です。)

参加を希望する方は、メール又はお電話にてお申し込みください。▶ **TEL082-513-2838** (受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00)
 E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp